

第7

「広域的なシステム全体の調整者」としての都の取組を進めます

【横断的取組】

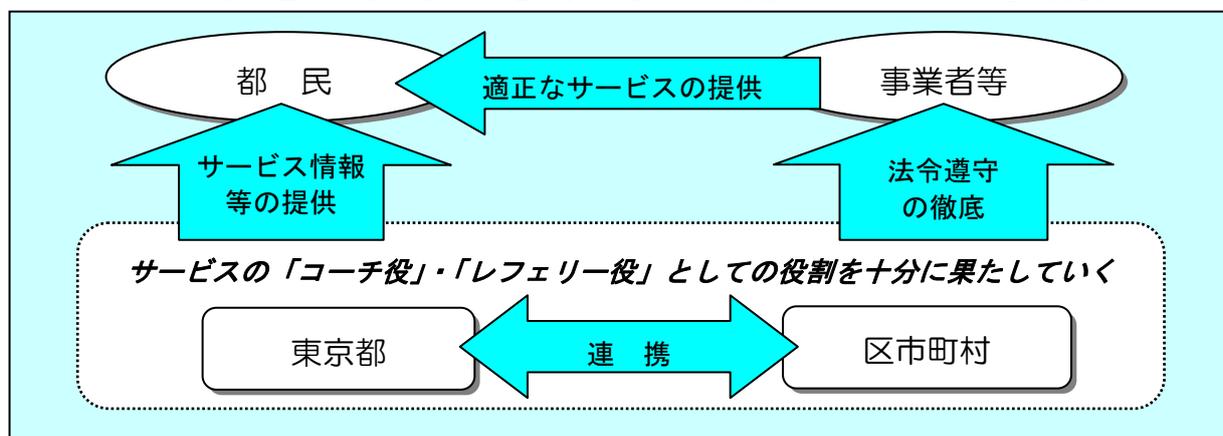
1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」に取り組みます ～指導検査の徹底とサービスの質の向上に向けて～

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を強化するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けたさらなる取組を推進します。

（コーチ役・レフェリー役としての役割を着実に推進）

- 様々な事業者等が提供する多様なサービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用する制度への移行が進んでいます。こうした中、事業者やサービス内容に関する情報提供、福祉サービス第三者評価、相談対応など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルールの徹底を図ることが不可欠です。それには、行政側が、関係法令に基づく適切な指導検査を通して「実地におけるコーチ役」を担い、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- また、事業者等において発生した不正に対しては、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者身近な区市町村と連携しながら、「レフェリー役」としての役割を果たしていきます。

区市町村と連携しながら「実地におけるコーチ役」、「レフェリー役」を発揮

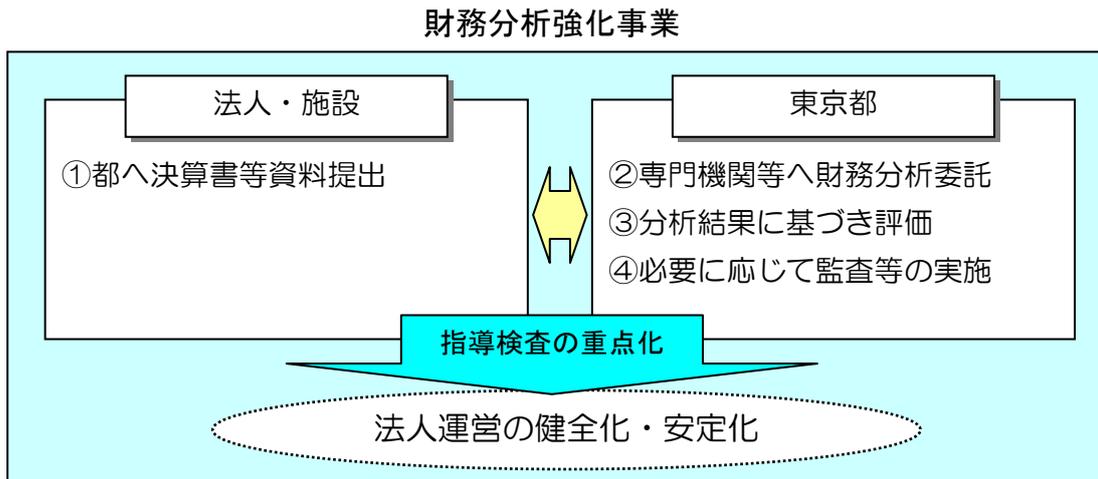


主な事業展開

○ 社会福祉法人経営施設等の財務分析強化事業の実施 32 百万円

- ・ 社会福祉法人が経営する施設等の財務状況等を調査分析し、経営上の問題点や施設運営に係る不適正事例の早期発見と迅速な改善を行うことにより、法人運営の健全化・安定化を図り、また、行政機関の行う効果的な指導検査の実施につなげます。

[平成 21 年度 1,183 施設]



○ 社会福祉法人経営適正化事業【新規】 9 百万円

- ・ 社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の経営改善に向けて、法人合併・事業譲渡等の判断基準について検討し、対応策を講じることにより、福祉サービスの長期的・安定的確保を目指します。

○ 区市町村と連携した不正防止対策の強化【一部新規】 162 百万円

- ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、指導検査の手引書の作成や専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を実施します。
- ・ 区市町村の実情に合わせた指導検査体制整備のため、財務会計処理や法律などに精通した外部専門家の活用や、職員の能力向上に向けた取組に対して、必要な経費を支援します。
- ・ 財団法人東京都福祉保健財団（仮称）*を介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人に指定し（予定）、区市町村が行う実地指導の一部業務を担うことにより、区市町村による指導検査の充実を図ります。【新規】

*平成 21 年 4 月に財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団から名称変更予定

○ **福祉サービス第三者評価の効果的な活用**

89 百万円

- ・ 福祉サービス第三者評価システムの普及とともに、在宅サービス事業者の運営実態に見合った評価手法の実施、評価結果の公表方法の改善を行います。あわせて、評価項目・評価基準についても、精度と信頼性の向上のために改善に取り組めます。また、評価結果を活用した指導検査の重点化に取り組めます。

○ **積極的な情報提供の実施**

—

- ・ 社会福祉法人・社会福祉施設や保険医療機関等に対する指導検査の実績を中心に、その内容や結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書など、分かりやすく、利用しやすい方法で都民・事業者に明らかにすることで、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

～ 分権時代に相応しい補助制度への改革 ～

区市町村の主体的な施策展開を支援するため、新たな包括補助事業の創設を含む包括補助事業の再構築を行います。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業の再構築

26,368 百万円

・ 地域福祉推進区市町村包括補助事業の創設

福祉のまちづくりや福祉サービスの利用者支援など、地域福祉の分野における新たな課題に対する区市町村の取組を支援するため、従来の「福祉保健基盤等区市町村包括補助事業」及び既存の補助事業を取り込んで「地域福祉推進区市町村包括補助事業」を創設します。

・ 子ども家庭支援区市町村包括補助事業の創設

子育て支援をより一層推進するため、「子育て支援基盤整備包括補助事業」、「ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業」と「福祉保健基盤等区市町村包括補助事業」、既存の補助事業を統合し、「子ども家庭支援区市町村包括補助事業」を創設します。

・ 上記の2包括の創設とともに、今まで、別個の補助事業になっていた基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）を、施策分野ごとに一体的に活用できる包括補助制度に再構築します。

・ 包括補助制度は、国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた施策の展開を支援する仕組みであり、本事業を活用して、区市町村の主体的な施策展開を一層支援していきます。

福祉保健区市町村包括補助事業の概要

基本的な枠組み		
先駆的事業	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長3年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

福祉保健区市町村包括補助事業の再構築の概要

単位：億円

20年度（現行制度）						
予算額	区分	子ども家庭福祉分野	高齢者福祉分野	障害者（児）福祉分野	医療・保健分野	その他福祉分野
231.3 億円	ハード	子育て支援基盤整備包括（30）	福祉保健基盤等包括（44）※子ども家庭福祉分野のソフト事業を含む			
	ソフト	ひとり親家庭支援包括（2.3） 福祉保健基盤等包括	高齢社会対策包括（30）	障害者施策推進包括（100）	医療保健政策包括（25）	

ハードとソフトを一体化

21年度以降（再構築後）						
21年度予算額	区分	子ども家庭支援包括補助事業（52.9）	高齢社会対策包括補助事業（36）	障害者施策推進包括補助事業（119.6）	医療保健政策包括補助事業（25）	地域福祉推進包括補助事業（30.1）
263.6 億円 <small>（個別補助からの移行分を含む）</small>	ハード + ソフト	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子育て支援基盤整備（現行）</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ひとり親家庭支援包括（現行）</div> + <div style="background-color: #00bcd4; padding: 2px;">福祉保健基盤等包括から移行</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別補助事業からの移行</div> ・ファミリー・サポート・センター事業 ほか 合計6事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高齢社会対策包括（現行）</div> + <div style="background-color: #00bcd4; padding: 2px;">福祉保健基盤等包括から移行</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">障害者施策推進包括（現行）</div> + <div style="background-color: #00bcd4; padding: 2px;">福祉保健基盤等包括から移行</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別補助事業からの移行</div> ・企業内通所授産事業 ほか 合計5事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療保健政策包括（現行）</div> + <div style="background-color: #00bcd4; padding: 2px;">福祉保健基盤等包括から移行</div>	<div style="background-color: #00bcd4; padding: 2px;">福祉保健基盤等包括から移行</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別補助事業からの移行</div> ・要保護者に対する 支援事業 ほか 合計5事業

区市町村に対する補助金改革の取組

平成 12 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助</div>
平成 16 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助</div>
平成 18 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【子育て推進交付金】 保育所運営費など用途が細分化された補助を再構築した交付金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【子育て支援基盤整備包括補助事業】 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助</div>
平成 19 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の3分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合</div>
平成 20 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助</div>

3 新しい時代に合わせて、都立施設を改革します

～「都立施設改革のさらなる展開」に基づき、必要な改革を一層推進～

平成 14 年度の都立施設改革への着手以降、「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」という基本方針に基づいて、都立施設の改革に取り組んできました。今後も、法改正や社会状況の変化を踏まえつつ、改革を着実に推進していきます。

○ 民間移譲又は廃止した施設 [26 施設]

- ・ 高齢者施設・・・・・・・・・・ 8 施設（うち廃止 6 施設）
- ・ 児童福祉施設等・・・・・・・・ 2 施設
- ・ 障害者施設・・・・・・・・・・ 16 施設（うち廃止 1 施設）

○ 平成 21 年 4 月に民間移譲を予定している施設 [2 施設]

- ・ 小平福祉園（知的障害者更生施設）
- ・ 多摩療護園（身体障害者療護施設）

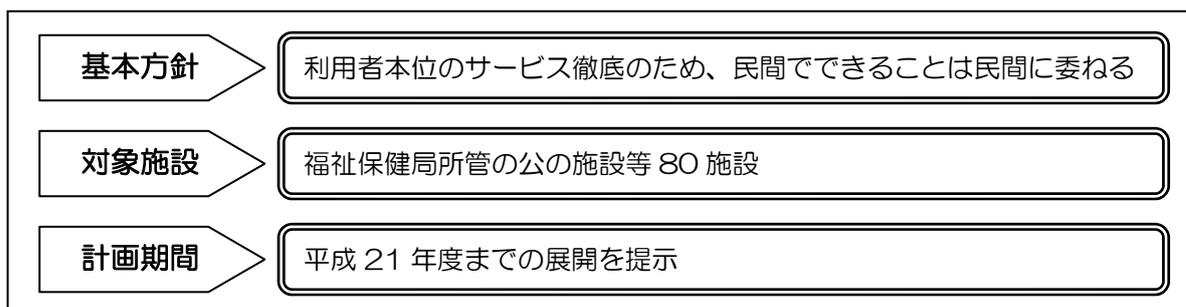
○ 平成 22 年 4 月に民間移譲を予定している施設 [2 施設]

- ・ 品川景德学園（児童養護施設）
- ・ むさしが丘学園（児童養護施設）

○ 指定管理者制度の活用

- ・ 指定管理者制度を導入している 37 施設について、平成 19 年度の管理運営状況の評価を実施しました（全施設で「良好」との評価）。
- ・ また、平成 18 年度から 3 年間の指定期間としていた 19 施設について、良好な運営実績等を踏まえ、引き続き現行事業者を指定することとしました。
- ・ 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、的確に事業評価を行いながら適切な管理運営に努めていきます。

福祉・健康都市東京ビジョン「都立施設改革のさらなる展開」による基本方針



今後の主な取組

(高齢者施設)

「板橋キャンパス再編整備基本計画」(平成20年2月)に基づいて、老人医療センターの地方独立行政法人化などの改革を進めていきます。

○ 老人医療センター

- ・ 老人医療センターと老人総合研究所を統合し、地方独立行政法人「東京都健康長寿医療センター」を平成21年度に設立します。

○ 板橋ナーシングホーム

- ・ 民設民営の介護保険施設(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設)として、板橋キャンパス内に、平成25年度以降整備します。

(児童福祉施設等)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、児童養護施設全体の供給量の拡大などを進めつつ、都立児童養護施設については、指定管理期間を踏まえながら、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

また、母子生活支援施設、婦人保護施設等に関しても、支援ニーズの多様化等への対応を図りながら、同様に民間移譲に向けた条件整備に取り組んでいきます。

○ 品川景徳学園・むさしが丘学園(児童養護施設)

- ・ 平成22年4月の円滑な民間移譲に向けて、現行指定管理事業者と移譲先法人の間で引継ぎを行います。

(障害者施設)

平成18年4月、「障害者自立支援法」が施行され、都立障害者施設も経過措置期間の5年間で、新たなサービス体系に移行する必要があります。

都立施設は、平成22年4月の新サービス体系移行を目指し、着実に準備を進めていくとともに、各施設のあり方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 小平福祉園(知的障害者更生施設)

○ 多摩療護園(身体障害者療護施設)

- ・ 平成21年度の民間移譲を決定。新体系移行については、民間移譲後に移譲先法人の判断により行うこととしています。

4 福祉施設を対象とした様々な取組を推進します

～施設の耐震化や緑化の促進と施設経営改善のために～

利用者が日ごろから安心・安全に過ごせるよう、施設の耐震化の取組について支援するとともに、より充実した生活が送れるよう、緑に囲まれた環境を創出するための取組を実施します。

また、福祉施設を運営する法人を対象とした貸付制度を創設し、福祉基盤の整備促進や経営の安定化に向けた支援を行います。

主な事業展開

- **耐震化の推進【新規】** 2,051 百万円
 - ・ 昭和 56 年以前に建設された福祉施設のうち、約半数が耐震化に対応できていません。大震災から入所者等を守るため、民間福祉施設を対象に、新たに耐震診断・耐震改修の補助制度を創設し、耐震化を促進します。
[平成 20 年度緊急対策Ⅱ：補正予算 45 百万円 診断 23 施設、平成 21 年度：診断 124 施設、改修 60 施設]

- **NPO 法人等への福祉施設整備等貸付制度【新規】** 110 百万円
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構の融資制度を活用できない NPO 法人や民間企業に対する整備費及び運転資金等のつなぎ融資をすることで、福祉基盤の整備促進及び安定的な運営を支援します。[平成 21 年度 8 施設]

- **福祉施設経営改善のための特別融資制度【新規】** —
 - ・ 昨今の経済情勢等の影響を受け、厳しい経営環境にある福祉施設を運営する法人を対象に無利子貸付制度を創設し、必要な資金の貸付けを行うことにより、当面の経営不安を解消するとともに、経営の安定化に向けた支援を行います。
[平成 20 年度緊急対策Ⅱ 補正予算 5,020 百万円]

- **福祉施設緑化促進事業【新規】** 2 百万円
 - ・ 緑あふれる東京の実現に向けて、福祉施設に対し、苗木の提供と植栽経費の補助を行うことにより、緑化を促進します。[平成 21 年度 20 施設]